

B. 海外交流活動支援実施要項

- (1) 目的 一定の目的のもと海外に出かけ活動をする学生の経済的負担を軽減し、以って活動の活発化を図る。ただし、卒業旅行など私的な観光旅行は対象としない。
- (2) 対象学生 全学年(ただし、学生後援会及び同窓会会員)
- (3) 支援対象とする活動
 - ① 語学研修
 - ② 海外の事例視察・研究
 - ③ 海外の組織、団体との人的交流
※その他の活動は申請時事務局と協議
※申請時以前の活動も、4月まで遡って対象とする。
- (4) 支援内容と返還方法
一人10万円の無利子貸付を行う。就職後1年以内に全額一括返還する。大学院進学の場合は大学院修了後1年以内に返還する。繰り上げの返還も可とする。
- (5) 予算及び支援人数と支援金額の増額
「学生支援基金」残高の1/12が本活動に対する予算となる。
※基金残高が400万円の場合
予算は33万円で支援人数は3人となる。申請者数が7月末で3人を超えた場合は抽選により決定。満たない場合は予算の範囲内で申請者が希望する額に増額する。
予算に残余が出た場合、次年度に繰り越す。
- (6) 申請方法
別添様式B-1(別紙)により、初年度(令和7年度)は7月中に学生後援会事務局に申請し8月中に補助決定を行う。次年度(令和8年度)からは5月申請、6月補助決定を行う。
- (7) 財源 「みえ学生支援基金(みえ学生サポートファンド)」からの貸付金
- (8) その他
 - ①本会は当該活動に対する貸付支援を行うのみであり、当該活動中に起こった事故等について一切の責任は負わない。
 - ②貸付金の返還不履行時の対応等、本要項に規定にない事項については、「みえ学生支援基金」管理規定で定める。